

# 3月 March 千代田区 独自の民泊規定 (案)

## 千代田区での住宅宿泊事業

現在の違法民泊の形態	分譲マンション	賃貸マンション	事務所等
	管理規約で禁止×	賃借人の場合 貸主が認めない×	住宅ではないので×

続けていたら旅館業法違反(罰金100万円、懲役6月)

届出が出来るケース	管理規約で禁止されていない	貸主がOKを出す。 貸主自らがやる場合	住宅に用途変更する
-----------	---------------	------------------------	-----------

現在の違法民泊形態のほとんどが家主不在型

家主不在型 管理者駆けつけ要件を満たさない	全域で× ※千代田区・京都市のみ
家主居住型・ 管理者常駐型(分譲マンションでは難しい) 管理者駆けつけ型(800m以内10分以内)	文教地区と学校周辺は土日のみ○ 他の地域は180日○ 文教地区と学校周辺は×・人口密集区域は土日のみ○ それ以外は180日○

## 千代田区

	文教地区等	学校周辺区域	人口が密集している区域 (神田・麹町地区)	人口が密集していない区域 (大丸有、霞が関等)
家主不在型 (駆けつけ要件を満たさない管理者)	全日×			
家主居住型	日曜日～ 金曜日×	180日○		
家主不在型 (管理者常駐型)		180日○		
家主不在型 (管理者駆けつけ型)	全日×	日曜日～ 金曜日×	180日○	

※法で最大180日(正午から翌日の正午で1日とカウント)と規定

※管理者駆けつけ要件 半径800m以内・10分以内

今年6月より施行される民泊事業法により、旅館業法の許可を取得せず、無許可営業であった民泊が年180日以内の民泊を行なう場合に、簡易な届出を行なうことで旅館業法の許可を得ずとも営業出来る法律である。

千代田区では違法民泊の摘発と合法民泊であっても近隣住民に迷惑を与える恐れがある宿泊者と事業者を規制するため、国基準より厳しい規定を条例化すべく区独自のルールを制定するため、今定例会に条例(案)を上定しました。

区議会は、この区長提案を審議します。

千代田区の独自ルールは、他区に比べかなり厳しいもので近隣苦情などトラブル対応を重視し、家主もしくは管理者が直ぐに問題解決が行なえる事業者のみ民泊を認めるものとなりました。

管理者駆けつけ型の緊急時対応として、800m以内に居住または事務所があり、10分以内に民泊施設に来られない場合は不許可とする。

また、許可された民泊施設には玄関等に許可証を張り出すことを義務付ける。

外国人等が出入りする部屋があった場合、許可証の確認を行い、無い場合は違法であるので役所に連絡してください。

また合法民泊であっても、騒音等の苦情がある場合も役所に連絡してください。

尚、上記(案)については3/9現在 審議中であり、更に厳しい条件が付加される場合もあります。

千代田区議会 議員

千代田区 監査委員

小林やすお

